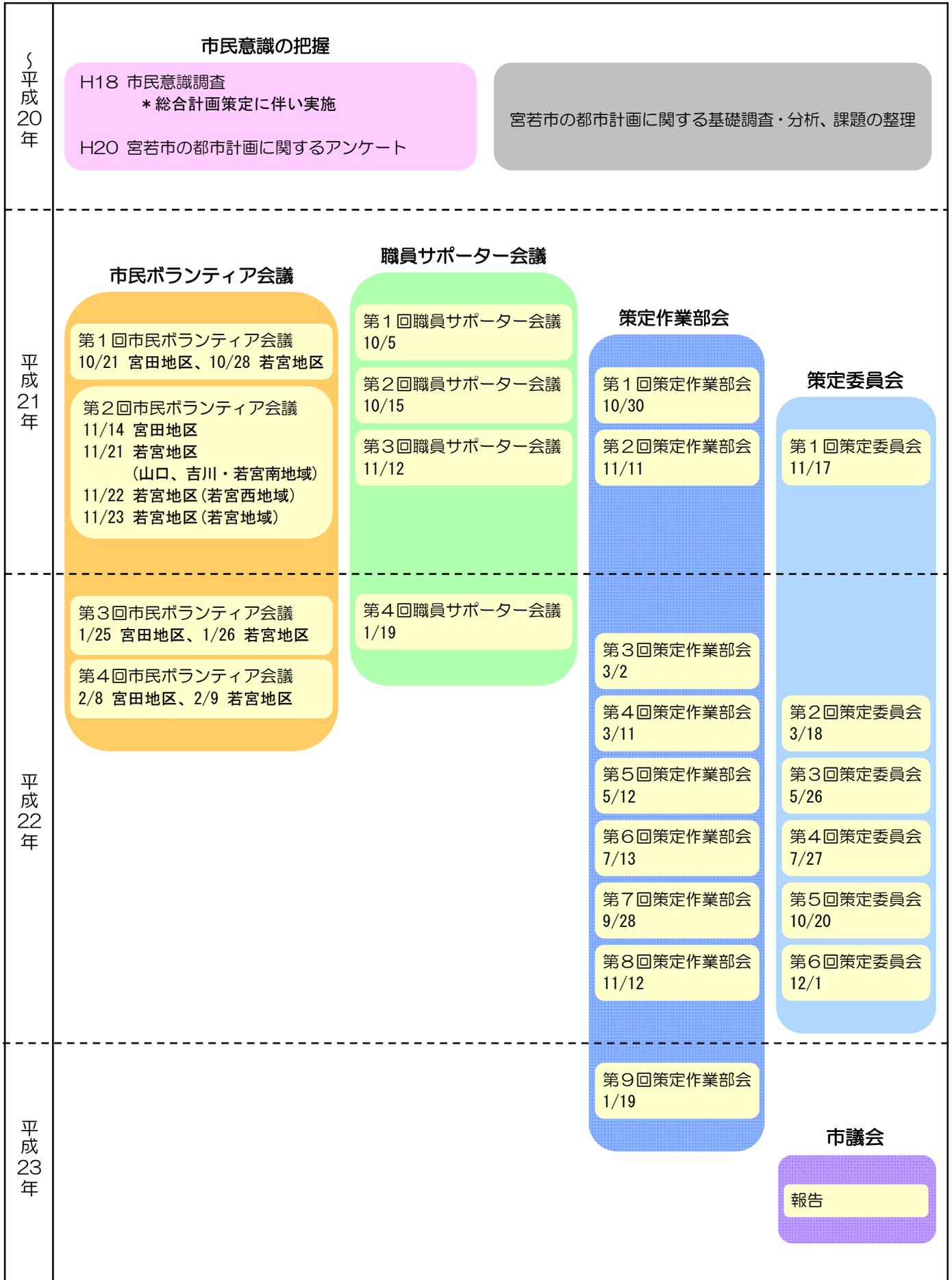


資料編

1. 策定の経緯 154
2. 施設配置図 156
3. 用語解説 157

1. 策定の経緯



■策定委員会の委員構成

	区 分	委員名	所 属
委員長	学 識 経 験 者	井上 信昭	NPO 法人タウン・コンパス (元福岡大学 工学部社会デザイン工学科 教授)
副委員長	地 域 団 体 又 は 住 民 組 織 の 代 表	尾藤 紀之	宮若商工会議所 会頭
委 員	学 識 経 験 者	内田 晃	北九州市立大学 都市政策研究所 准教授
	関 係 行 政 機 関 の 職 員	小川 博之	福岡県 都市計画課長
		梅田 唯裕	福岡県 直方県土整備事務所長
	市 民 代 表	林 隆男	宮田地区
		安永 肇	若宮地区
	地 域 団 体 又 は 住 民 組 織 の 代 表	中里 光彦	自治会長会 会長
		本田 清子	婦人会 会計 (H21)
		倉富 俊和	若宮商工会 会長
		安永 裕二	直鞍農業協同組合 理事 (H22)
		水上 二三男	直鞍農業協同組合 理事 (H21)
	市 職 員	高井 浩一	宮田企業交流会 副会長
		有吉 武雄	宮若市 総務企画部長
		大塚 和幸	宮若市 産業建設部長 (H22)
有吉 東洋		宮若市 産業建設部長 (H21)	

(敬称略)

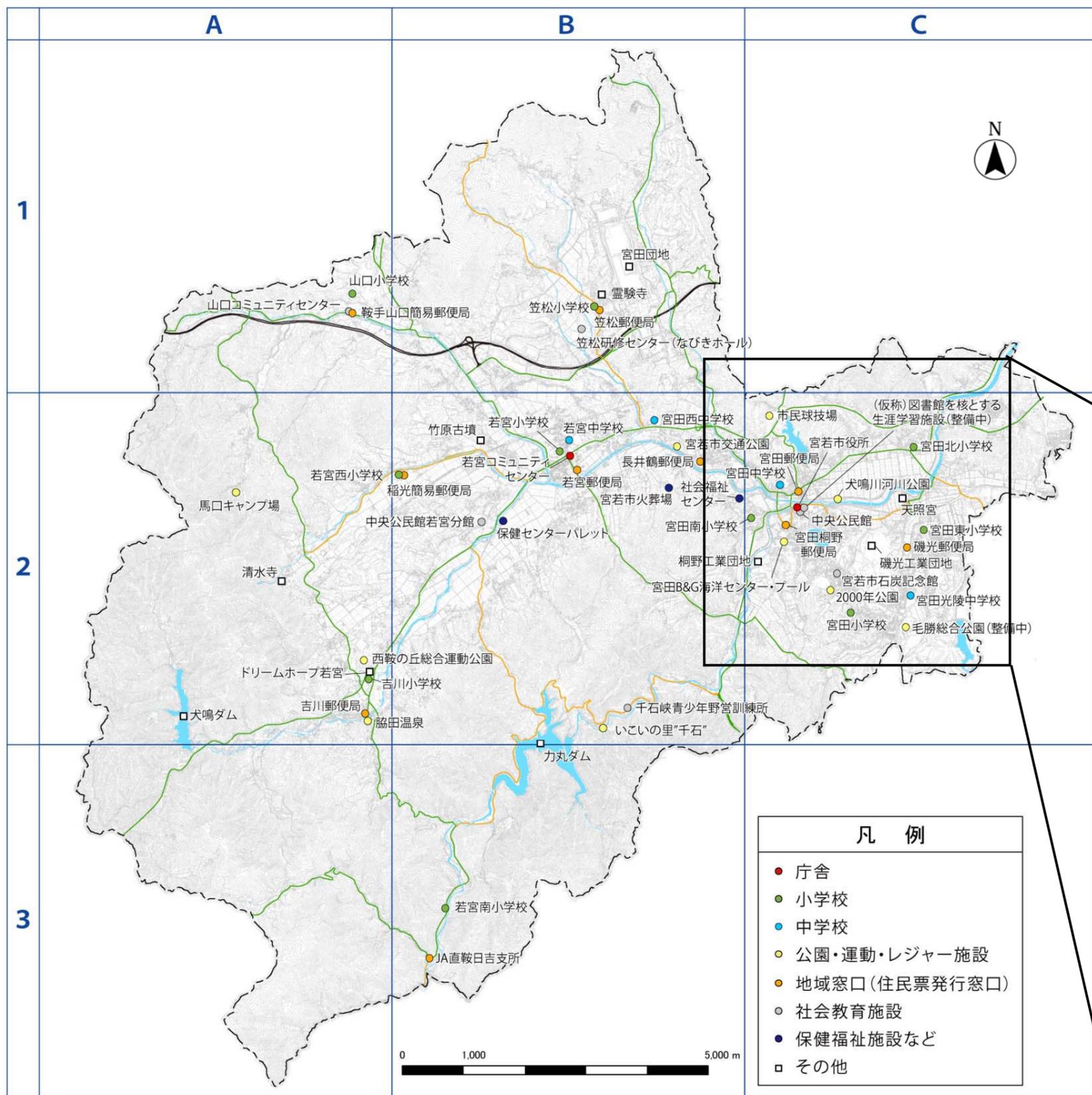
■策定作業部会の委員構成

- ・ 副市長
- ・ 若宮総合支所長
- ・ 総務企画部 部長
総務課長
企画財政課長
- ・ 民生部 部長
健康増進課長
環境保全課長
- ・ 産業建設部 部長
商工観光課長
産業振興課長
建設課長
下水道課長
国道道整備対策室長
建築都市課長
- ・ 教育部 部長
学校教育課長
社会教育課長
- ・ 農業委員会 事務局長

■事務局

- ・ 産業建設部 建築都市課

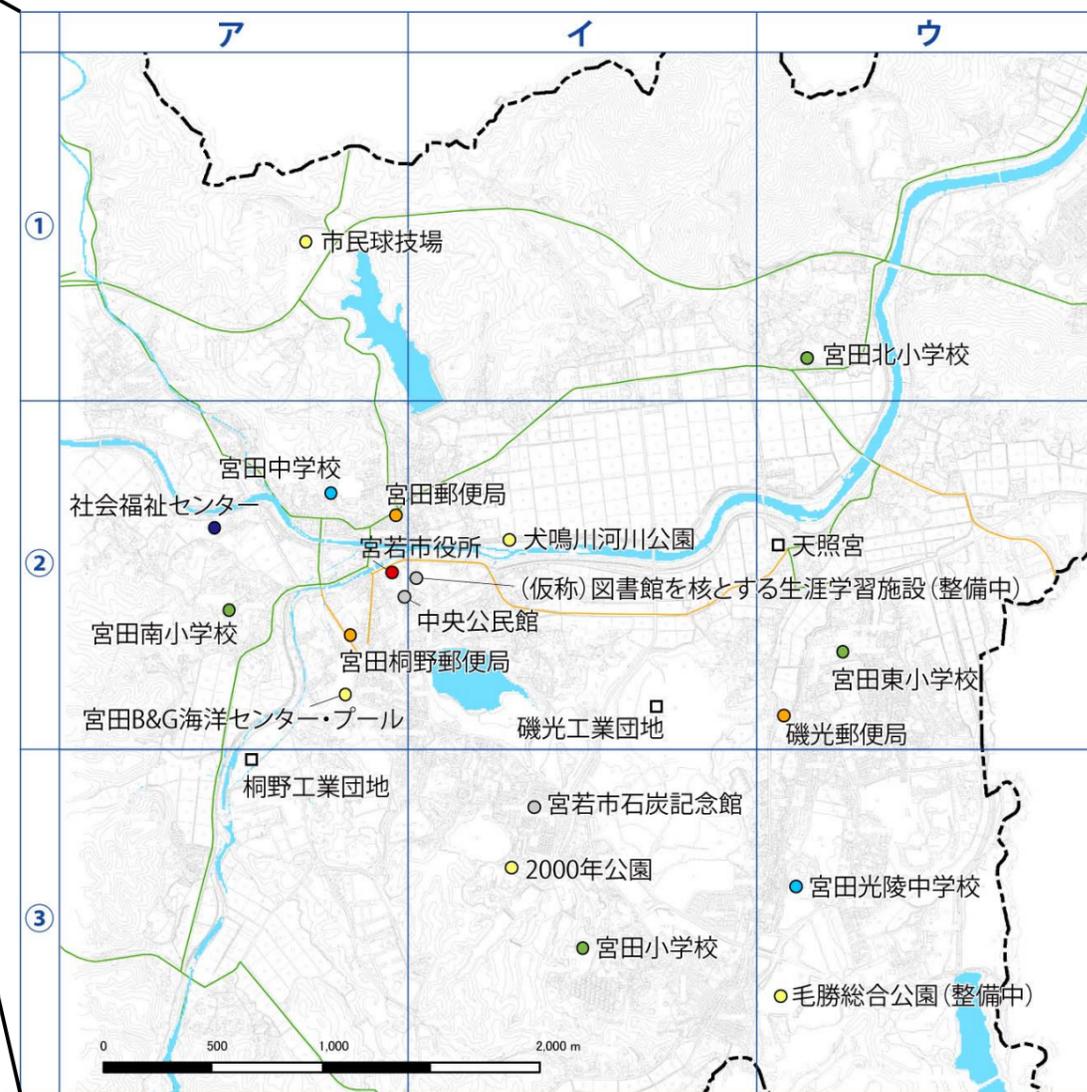
2. 施設配置図



■主な施設

分類	施設名称	位置番号		分類	施設名称	位置番号		
			拡大図				拡大図	
庁舎	宮若市役所	C-2	ア-②	社会教育施設	山口コミュニティセンター	A-1	—	
	若宮コミュニティセンター	B-2	—		笠松研修センター(なびきホール)	B-1	—	
公園・運動・レジャー施設	いこいの里“千石”	B-2	—		千石狭青少年野営訓練所	B-2	—	
	犬鳴川河川公園	C-2	イ-②		(仮称)図書館を核とする生涯学習施設(整備中)	C-2	イ-②	
	2000年公園	C-2	イ-③		中央公民館	C-2	ア-②	
	西鞍の丘総合運動公園	A-2	—		宮若市石炭記念館	C-2	イ-③	
	毛勝総合公園(整備中)	C-2	ウ-③		中央公民館若宮分館	B-2	—	
	市民球技場	C-2	ア-①		保健福祉施設など	保健センターパレット	B-2	—
	宮田B&G海洋センター・プール	C-2	ア-②			宮若市火葬場	B-2	—
馬口キャンプ場	A-2	—	社会福祉センター			B-2	ア-②	

拡大図



3. 用語解説

【あ行】

NPO

ボランティア団体や市民活動団体などの特定非営利活動団体。

沿道サービス施設

道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所などである建築物。ガソリンスタンド、飲食店舗などが該当する。

おいしい水

第2期宮若市まちづくり委員会環境部会提言書において、1985年に厚生省より示された「おいしい水の要件」との成分比較や飲み比べを行った結果、本市の水道水はおいしい水として評価されている。

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、立看板、広告旗並びに広告塔、建築物などに掲出されているものなどのこと。

屋外広告物条例

良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物や屋外広告業に関する規制その他必要な事項を定めた条例。

【か行】

笠松地域環境対策会議

笠松地域において、地域自治会、地域内企業、行政がそれぞれの立場を踏まえ、連携を強化して地域における環境整備などを推進し、地域と企業が共生できるような快適な生活空間づくりを図るとともに、地域住民の健康保持に努めることを目的として設立されたもの。

過疎代行事業

過疎地域などにおける基幹的な市町村道路のうち、国土交通大臣が指定する道路の新設及び改築事業について、過疎地域自立促進特別措置法などの規定に基づき、県が道路管理者である市町村に代わって行う事業。

合併処理浄化槽

台所や風呂洗濯などの生活雑排水をし尿と合わせて処理できる浄化槽。し尿だけを処理する「単独処理浄化槽」より河川などの水質への影響が少なく環境にやさしい。

簡易水道事業

水道法により、給水人口101人から5,000人を対象とする小規模な上水道事業。

基幹産業

国や地域において経済活動の基盤となる重要な産業。

基本理念

基本となる考え方、方針、目標。

協働

複数の主体が目標を共有し、取り組みのプロセス全体に対して対等な役割と責任を持って関与していくこと。

グローバル化

資本、財、サービス、情報などが国境を越え活発に行き交うこと。

下駄履き住宅

低層階が店舗や事務所、その上の階が集合住宅になっている建築物。

建築協定

地域住民の同意のもと、建築の敷地や用途・構造などのルールづくりを定めること。

公害防止協定

工場の設置にあたり、地域の環境の保全を図るために、工場設置者と地方公共団体又は地域住民との間で締結される協定。

交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、バスターミナルなどの乗り換えが行われる駅前広場などの交通動線が集中する箇所。

【さ行】

サイクリングロード

自転車の通行のために設けられた道路。

市街地開発事業

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法を用いて道路や公園などの都市施設を含んだ面的整備を行い、良好な市街地を形成する事業。具体的には、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

自主防災組織

自助と共助の観点から自治会などが母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。

自治基本条例

行政と住民の役割分担や、まちづくりの原則など自治体運営の全般にわたり、その基本となる理念や原則などを定める条例。

従業人口

勤務地別にみた就業者数。これに対して、居住地別にみた就業者数を就業人口という。

準都市計画区域

土地利用に一定のルールを定めない場合、将来、都市として支障が生じるおそれのある範囲を指定し、開発や建築の水準を一定に保つ区域。本市では、平成 20 年に、それまで都市計画区域外であった若宮地区が準都市計画区域として指定された。

水源かん養

渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む機能。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。新設予定のスマートインターチェンジは北九州方面のみ乗降が可能。

セットバック

土地に接する道路の幅員が 4m 満たない時に、道路の中心から 2m 後退して建物を建築すること。

絶滅危惧種

絶滅の危機にある生物種のこと。

【た行】

耐震改修促進計画

地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命や身体、財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として策定された計画。

第一次産業・第二次産業・第三次産業

経済学に基づいて分類された産業分類。第一次産業は農業、林業、水産業など、第二次産業は製造業、建設業、電気・ガス・水道業など、第三次産業は情報通信業、運輸業、サービス業などを示す。

大規模集客施設

都市構造に大きな影響がある大規模小売店舗、病院、社会福祉施設、大学、自治体の公共施設（市役所やコミュニティセンター）などの公共公益施設。

地域イントラネット

地域の教育、行政、福祉、防災などのサービスの高度化を図るため、各公共施設などを高速で接続する情報通信網のこと。

地域公共交通会議

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスなどの旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置されたもの。

地域コミュニティ

一定の地域に居住し、相互の交流が行われる人々の集団。地域社会。ここでは、まとまりのある住宅地や集落地における近隣関係や地域の集団などを示す。

地区計画

地区住民の同意のもと、地区の特性に応じた良好な居住環境の維持、形成を図るため、小公園や道路などの公共施設の配置、規模、用途、意匠などに関するルールを都市計画として定めるもの。

地方分権一括法

地方分権を推進するために 475 本の法律改正を一括形式で行うもので、平成 12 年に施行された法律。正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という。

通過交通

地域内に用事のない交通。自動車が抜け道を使って住宅地を通過する場合などを行う。

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において、生活環境の改善や自然公園区域内の水質を保全するために設置される下水道。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域は除く）内において、その良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要が定められる地域。

特別用途地区

用途地域内において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護などの特別の目的を実現するため用途地域を補完する地域地区として定める地区。

都市機能

文化、教育、保険・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。

都市基盤

道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動など）を支える基幹的な施設のこと。

都市計画区域

一定の区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため県が定めるもので、土地利用や建築についてのルールや、道路・公園・下水道などの公共施設の配置などを定め、秩序あるまちづくりを進めていく区域。

都市計画区域外

都市計画区域以外の地域（都市計画区域の解説を参照）。

都市計画区域マスタープラン

都市計画法第 6 条の 2 に位置づけられている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めるもので、都道府県が策定。

都市計画公園

都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園がある。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備などの都市計画の内容やその決定手続及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律。

都市下水路（権助都市下水路）

主に市街地の雨水を排除し、雨水による浸水を防ぎ、公衆衛生の向上を図るための下水道。

都市再生整備計画

都市再生特別措置法に基づき都市再生を目的として市町村が策定する計画。都市再生整備計画に基づいて実施される事業は、「社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）」が国から交付される。

都市施設

道路や公園、水道、河川など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保するとともに、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。(都市計画法第13条第1項第6号)

【な行】

ニーズ

需要、求められるもの。

農業振興地域整備計画

都道府県により農業振興地域に指定された市町村が、概ね10年を見通して地域の優良な農地の保全や農業振興を図るために定める計画。

農地転用

農地を宅地、工場用地、道路など農業以外の用途に転用すること。

農用地区域（農用地）

農業に利用すべき土地として、農業振興地域内に設定された土地区域。農用地区域内の土地は、農業に関する様々な支援を受けることができる一方、農業以外への利用が制限されている。

【は行】

バリアフリー

障がい者や高齢者などの行動・生活上の障害を取り除いた環境のこと。公共空間では、段差のない歩道やエレベーターの設置、ノンステップバスなどがバリアフリー施設となる。

秘匿

情報などを公開しないこと。本書では、統計調査において、対象となる企業が少なく、値を公開すると特定の企業情報が分かってしまう場合に秘匿データとして取り扱っている。

文化的景観

農村や山村、漁村の棚田や里山など人間と自然との相互作用によって生み出された景観をいう。

【ま行】

密集住宅市街地

老朽木造建築物が高密度に建ち並び、敷地が狭く道路などの公共施設の整備水準も低いことから、災害危険性が高い地域。

【や行】

遊休地

空き地など利用されていない土地。

UJI ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻ることに、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住することに、Iターンは出身地以外の地方へ移住することを指す。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など、人々がもつ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすいよう配慮した環境、建物、製品のデザイン。

用途地域

都市計画法に定める、商業地域や工業地域といった土地利用の区分。地域ごとに建物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどが規制・誘導される。

【ら行】

ライフスタイル

個人の生き方、暮らしぶりのこと。衣食住に関することがらだけでなく、行動様式や価値観なども含めて用いられる。